

**平成 26 年度第 5 回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会及び
第 7 次高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画策定に関する懇話会
議事要旨**

日時	平成 26 年 11 月 17 日（月） 10：00～12：00
場所	東大阪市総合庁舎 18 階会議室 1、2
出席委員	関川委員、稲森委員、西島(善)委員、松本委員、水口委員、伊庭委員、東野委員、引田委員、前田委員、畑阪委員
欠席委員	新崎委員、津森委員、松浦委員、山下委員、岡田委員、竹林委員、西畠(準)委員、河田委員

1. 開会（高齢介護室）

- 配布資料の確認

2. 議事

（1）報告案件

- ①計画素案（第 1 章～第 4 章）についての各委員からのご意見について
(資料 1 の説明：事務局)

（2）審議案件

- ①第 7 次高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画素案について
(差し替え部分、第 2 回地域別会議、資料 3、4 の説明：事務局)

会長

- 「有償ボランティア制度の導入」とはどのようなものか。

事務局

- 介護予防・日常生活支援総合事業に合わせて有償ボランティア制度を考えている。ボランティア促進に加え、利用者も気兼ねなく利用できる。現在のワンコインサービスも拡充したい。

会長

- 地域の人への協力に対し時給 500～600 円を支払うことや、市でポイントを管理して、介護保険の負担割合の軽減や 1 割負担の中でポイントを使用するなど東大阪市らしいものを検討してほしい。2025 年に向けてじっくり制度設計してほしい。総合事業の概念図を説明してほしい。

(概念図の説明：事務局)

会長

- 介護保険ではできない電球の取り換えや仏壇の掃除、草抜き、犬の散歩などの生活支援サービスを、第2層の生活支援コーディネーターが資源開発を行い有償で対応する。地域包括支援センターやソーシャルワーカーが、必要なサービスを組み立てて、マンパワーを確保する。

委員

- 第1層と第2層の関わりはどのようになるのか。

事務局

- 第2層で完結できないものや、複数の日常生活圏域で共通の課題を第1層で検討する。基幹型地域包括支援センターが第1層の生活支援コーディネーターを担うことによって、社会福祉協議会とも有機的に連携を行って、課題解決したり、資源開発を行う。

委員

- 第1層の高齢者地域ケア会議機関等代表者会議は、必要に応じて開催するのか。

事務局

- 現在年1回開催しているが、今後は必要に応じて開催し課題によって構成員も若干変わる。

委員

- リージョンの役割や関係性はどうなるのか。

事務局

- 協議体で発生した問題をリージョン単位でどのような取組ができるかを考えたい。

委員

- ケアマネジャーは、高齢者地域ケア会議に限定されて意見を吸い上げる形になるのか。第1層の協議体は、特別養護老人ホームや老人福祉施設のケアマネジャーも入るのか。

事務局

- 必要に応じてケアマネジャーの代表者にも参加してもらおう。地域の現状を知っているケアマネジャーは第2層で話してもらおう。第1層は、意見集約されたものを話し合う場になる。

委員

- 第1層と第2層が直接関わるもの、間にリージョン区を置くものはどのように使い分けるのか。第1層、第2層という名称は国が決めたのか。第1層のほうが身近なイメージである。

事務局

- 国は、第1層が地域全体、第2層が中学校区などの日常生活圏域としている。記載はないが第3層がサービス提供する主体であり協議体はない。各層にコーディネート機能がある。国

が第1層と第2層の主体をいくつか示している。その中で、東大阪市では、社会福祉協議会と地域包括支援センターをフル活用して、高齢者地域ケア会議を母体にしたいと考えている。

委員

- 生活支援や健康寿命など新たな地域支援事業が加わり、前回は「地域包括ケアシステムに向けて」だったが、今回は「地域包括ケアシステムを作ろう」という段階にきている。会議開催が「必要時」なのはどうか。まず地域包括ケアシステムを始めなければならないと思う。

事務局

- 「随時開催」は協議体できてからである。国が第1回目の生活支援コーディネーターの研修を行い大阪府で5人受講した。この人たちが講師役となり大阪府下でコーディネーターの育成を行う。国と大阪府も平成27年度から研修会を行い、地域包括支援センターが研修会に参加し、コーディネーターとして育成する。東大阪市では猶予期間をフルに活用して、遅くとも平成29年4月までには実施するスケジュールで進めたい。

委員

- ケアマネ連絡会でも生活支援コーディネーターを知らない人が多い。計画の中で文章化されているか。地域ケア会議での問題提起が上に上がらないという不満が5年経った今でもある。第2層で出てきた地域問題が、リージョン区や第1層に上げられ、検討した結果が第2層に帰ってくるしくみがなければ、今までと変わらず陳腐化される。

会長

- 第1層やリージョン区にかけるかどうかという調整は事務局が行う。具体的な運用については、今後議論したい。

委員

- 「大阪府や近隣市と調整し、専門職の広域派遣等についての検討を進める必要があります」とあるが、理学療法士だけで約150～200人が東大阪市内の病院や施設で仕事をしている。まずは、東大阪市で活躍しているリハビリの専門職をどのように活用するかが大事である。

事務局

- 市の職員の理学療法士は1人で、病院に勤務している人が多い。市内の人材だけでは対応しきれないため、近隣市も含めた対応が必要だと思い、このような記載をした。

委員

- 地域のボランティアが介護予防教室を開くのもよい。まず理学療法士が介護予防のリハビリを行い、介護予防のポイントを指導して広げていくことも必要ではないか。

委員

- 2頁の東大阪市第2次総合計画と他の計画の関連性はどうか。

事務局

- 東大阪市第2次総合計画が最上位計画であり、その次にすべての分野を網羅した地域福祉計画がある。その中に高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画などがある。

委員

- 日常生活自立支援事業は半年待ちと聞くため改善策を示してほしい。素案の108頁に「本人が制度の趣旨を十分理解されずに申し込まれている」とあるが、そうなのか。

事務局

- 日常生活自立支援事業の利用者の約8割が生活保護受給者で、本人が十分理解しないままケースワーカーが代理申請を行い、契約時点で本人が利用を拒否するケースがある。電話での申し込みもあるが、正式な手続きを踏むことで待機者の解消も図れるよう、実施主体である社会福祉協議会と話をしている。一部の介護支援専門員に108頁の記載事例があると聞く。

委員

- ケースワーカーや介護支援専門員がこの事業の必要性を感じている。本人を説得する形で進めなければならないこともあると思う。

会長

- ソーシャルワークは、本人の合意のもとで行うべきである。計画にはそのことを書き込み、福祉事務所のケースワーカーに対する制度の周知、理解は内部で行ったほうがよい。

委員

- 本人が納得して申請を出しても、契約時に断る例が多い。その場合はやむなくケアマネジャーが金銭管理を行う。108頁の記載はケアマネジャーが理解していないという誤解を生む。認知症がない人で契約をしている人は、ほとんどいない。

事務局

- 日常生活自立支援事業は、認知症だけでなく知的障害者などの障害者も対象である。東大阪市は、認知症高齢者より知的障害者の利用率のほうが高い。契約までのプロセスの見直しを行い、必要な人が必要なときに利用できるよう、市としてもバックアップしていきたい。

会長

- 日常生活自立支援事業の利用者の見通しはどうか。

事務局

- 数値を推計するのは難しいが需要は高まる。社会福祉協議会の体制強化も課題である。

会長

- 財源をつければ解決できる問題か。財源以外の課題はどうか。

事務局

- 財源をつければ体制強化はできるが、契約までのプロセスの課題のほうが大きい。

会長

- 迅速に対応できる実施体制の確保について、もう少し具体的に書き込んでほしい。

委員

- 高齢者は「自分だけが落ちこぼれ」という不安から支援を拒否する人も多い。近所同士で話ができる場を市が支援してほしい。人からしてもらうばかりではなく声かけなど自分でできることを行う近所づくりができればよいが、自覚をもつ人が少ない。自覚が必要ということと言える人材も地域で育てたい。そのようなつながりがあれば、専門機関にもつなげやすい。

会長

- その役割を第2層の生活支援コーディネーターが担うことを説明に入れてはどうか。

委員

- C S Wの定着にもかなり時間がかかったため、生活支援コーディネーターも受け入れにくい。

委員

- 肩書きがある人がいると、後ずさりする。自分の経験を話すなど身近なことから輪が広がる。

委員

- 介護保険の手帳をもたない人は「外出が怖い。病院の待合室で知人と話すくらいしかできない」と言っている。そのような人も生き生きと暮らせ健康寿命を延ばせる取組も必要である。在宅介護は肉体的な負担が大きいため、ワンコインのボランティア制度を早く作ってほしい。民生委員なども高齢化しているため、若い世代も参加できるしくみがあればよい。

事務局

- 素案の128頁にある「一般介護予防事業」は、介護保険の認定の有無に関係なく利用できる事業である。今後周知も含めてしっかり取り組みたい。ワンコインサポート事業は援助する側と援助される側が会員となって相互に利用するもので、約300人の会員がいる。

会長

- 生活困窮者の高齢者の相談は、地域包括支援センターか、生活困窮者の相談窓口か。

事務局

- 素案 111 頁の「生活困難な高齢者の支援」にある。まずは地域包括支援センターで相談を受け、必要に応じて平成 27 年 4 月から市に設置される生活困窮者自立支援の窓口と連携する。

委員

- 独自事業として生活困窮者の支援を行っているが、今後の連携が課題だと思っている。

会長

- 高齢者介護施設の窓口やエリア拠点として地域包括支援センターがあり、困難ケースは市の窓口につなぐ。福祉事務所のソーシャルワーカーやケアマネジャーと一緒にアウトリーチしたり、本人が生活保護を拒否していても必要な場合は福祉事務所に一緒に動いてもらうなどが概念図としてあったほうがよい。

委員

- 抜粋 20 頁の図に、急性期、慢性期、回復期の病院も入れたほうがよい。

委員

- イメージ図などの字をもう少し大きくしてほしい。

委員

- 抜粋の 20 頁の図の「介護」のところに、施設が入っていない。

会長

- 社会福祉協議会も輪の中に入れてほしい。

会長

- ボランティアを行う団体は、有償ボランティアについてどのような評価をしているか。

委員

- ボランティアは入りにくく関わり方が難しいと聞く。地域も同じで共存が難しい。協力者が高齢化しているが若い人が関わるのは難しい。NPO とボランティアの関わり方も難しい。

会長

- 現在ボランティアをしている人が、介必ずしも介護に協力してくれるとは限らない。生活支援ボランティアは、社会福祉協議会の協力で、1 から作る意識がなければ広がらない。

3. 閉会

以上